

## 会 議 録

会議の名称	令和4年度第1回茨木市文化財保護審議会
開催日時	令和5年2月15日(水) (午前・ <b>午後</b> ) 6時00分 開会 (午前・ <b>午後</b> ) 8時00分 閉会
開催場所	茨木市立文化財資料館 2階 研修室
会長	西山 要一(奈良大学 名誉教授)
出席者	塩出 貴美子(奈良大学 名誉教授) 高木 博志(京都大学人文科学研究所 教授) (ZOOM) 東野 良平(極楽寺宗教文化研究所 研究員) 菱田 哲郎(京都府立大学文学部歴史学科 教授) (ZOOM) 藤井 裕之(吹田市立博物館 学芸員) 山中 理(公益財団法人白鶴美術館 理事) 吉川 真司(京都大学大学院文学研究科 教授) 禰宜田 佳男(大阪府立弥生文化博物館 館長) <span style="float: right;">【9人】</span>
欠席者	藤岡 穰(大阪大学大学院文学研究科 教授) <span style="float: right;">【1人】</span>
事務局職員	岡田祐一教育長、小田佐衣子教育総務部長、 木下典子歴史文化財課長、前田聡志課長代理兼調査管理係長、 黒須靖之保護啓発係長兼文化財資料館長、桑野梓学芸員、坂田典彦主査、 正岡大実発掘調査員、高村勇士発掘調査員、米山真菜職員 <span style="float: right;">【10人】</span>
開催形態	<b>公開</b> / 非公開
議題(案件)	(1) 会長・副会長の選出 (2) 茨木市文化財保護行政に関する事業報告 (3) 市指定文化財候補『紙本著色大織冠像』について
配布資料	(1) 令和4年度 第1回 茨木市文化財保護審議会資料

## 議 事 の 経 過

発言者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	【開会】
教育長	【開会挨拶】
事務局	【会議の成立】 全委員 10 人中 9 人出席につき、茨木市文化財保護審議会規則第 4 条第 2 項の規定により、本会議は成立する旨を説明
	【委員、事務局職員の紹介】 委員、および教育長以下、事務局職員の紹介
案件 ( 1 ) 事務局	【会長・副会長の選出】 会長及び副会長の選出は、文化財保護審議会規則第 3 条第 1 項「審議会に会長及び副会長を各 1 名置き、委員の互選により決定する。」の規定により、委員の互選により選出することを説明。しかしながら、今期最初であると同時に最後ということでもあるため、事務局からの提案として、前回平成 3 0 年度に開催した時の会長・副会長に引き継いでいただくというのはいかがか。前は西山委員に会長、菱田委員に副会長を務めていただいた。
西山委員	皆さまがよろしければ、お引き受けする。
菱田委員	皆さまがよろしければ、お引き受けする。
	(異議なし)
	—他委員の賛同を得て、会長は西山委員、副会長は菱田委員に決定—
事務局	議事の進行は、当審議会規則第 4 条第 1 項の規定により、西山会長にお願いしたい。
西山会長	本審議会及び会議録を公開とするのか非公開とするのか審議したい。まず、事務局から説明をお願いします。
事務局	本市では、「茨木市審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、個人に関する情報関係を除いて公開を原則としている。また、審議に関する資料についても審議会の了承を得て傍聴人に閲覧させることができ、

## 議 事 の 経 過

発言者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	会議録についても、その作成と公表に努めている。
西山会長	事務局からの説明どおり、今後、非公開とすべき案件が発生した時には、審議会に諮り決定するとした上で、それまでは原則にのっとり会議を公開とし、会議録についても公開とし、資料については、指定案件などが個人情報や個人の財産、権利関係の情報も含む可能性が高いことを鑑み、傍聴者への閲覧のみを許可することとしたいがいかがか？  (異議なし)
西山会長	それでは、本審議会を原則全て公開とし、資料は閲覧のみを許可する。傍聴者はいるか？
事務局	いない。
<b>案件 ( 2 )</b>	<b>【茨木市文化財保護行政に関する事業報告】</b>
西山会長	それでは、審議を進めていきたい。案件 ( 2 ) 「茨木市文化財保護行政に関する事業報告」について事務局から説明を願いたい。
事務局	<b>令和 4 年度茨木市文化財保護審議会資料をもとに説明</b>
西山会長	ただいまの報告の中で、何かご意見やご質問などはあるか。
西山会長	資料 1 頁の令和元年～ 4 年度現状変更一覧表のオオサンショウウオについて、釣り出しとはどのような作業か。
事務局	安威川ダムの建設に伴い、大阪府の安威川ダム建設事務所が生体調査を実施しており、定期的に川の中に入って体長測定等を行う作業の一環である。
<b>案件 ( 3 )</b>	<b>【市指定文化財候補『紙本著色大織冠像』について】</b>
西山会長	それでは、案件 ( 3 ) 「市指定文化財候補『紙本著色大織冠像』について」について事務局から説明を願いたい。
事務局	今回、本市北部の桑原にある地福寺所蔵の「大織冠像」について市指定文化財の候補として諮問したい。

## 議 事 の 経 過

発言者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
西山会長	<p>それでは、地福寺所蔵の「紙本著色大織冠像」について、岡田教育長から諮問書をお受けする。</p> <p style="text-align: center;"><b>【諮問書提出】</b></p>
西山会長	<p>始めに私からも説明したい。今の任期での会議は本日限りとなる。今日諮問を受けて、答申は次回になると、次は新しい体制となるため、一から審議することとなる。そのため、諮問から答申まで今の体制で審議して結論を出せないだろうかと考えている。当該作品は、市で早くから調査し位置づけも行われているため、価値が認められれば、本日答申まで行いたい。もちろん疑義があれば、次回に持ち越してもよい。</p> <p>それでは、「大織冠像」の調査報告などについて、事務局から説明を願う。</p>
事務局	<p>まず、経緯として当該作品は、平成20年発行の新修茨木市史第9巻にも所収されているが、昨年（令和4年）、地福寺様から修復についての相談を受け、これを機に改めて昨年5月に調査に入らせていただいた。調査にあたっては、本市学芸員のほか藤岡委員にもご指導・ご協力をいただくとともに、藤原鎌足像に詳しい奈良国立博物館学芸部教育室長の谷口耕生様をお招きして、市指定を視野に入れた調査を行った。谷口様には、資料にある研究調査報告書の所見を執筆いただいている。</p> <p>このたびの調査の契機となったように当該作品は傷みも進んでおり、早急な修復が望まれる。本日は、地福寺様の特別のお計らいにより、実物をお借りすることができた。この後、委員の皆さまには実物をご覧いただき、現状も含めてご確認いただきたいと思います。その前に、調査結果についてご報告申し上げます。</p> <p style="text-align: center;"><b>学芸員より資料を基に説明。 (パワーポイントを使用し、調査結果の説明)</b></p>
西山会長	<p>以前から「大織冠像」や多武峰縁起の研究をされてきた塩出委員に補足説明や評価等があればお願いしたい。</p>
塩出委員	<p>その前に一点確認したい。通常は、指定案件がある場合は、事務局から諮問があつて、答申は後日行ってきた。今日すぐに結論を出そうとしているのは、コロナ禍ですずっと会議が開かれていなかったことや、修理を急いでいることによる特例として理解してよろしいか。</p>

## 議 事 の 経 過

発言者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p>コロナ禍により、会議開催や調査についてもなかなかできなかった。しかし、地福寺様から昨年相談があったことを契機として「大織冠像」の調査に入り、相当な傷みがあることも確認した。できるだけ早く、この作品に保護をかけたい地福寺様の思いもあり、今回提案させていただいた。審議していただき、ご指摘がある場合、今回は結論を出さずに、次の任期の審議会に諮りたい。</p>
塩出委員	<p>今までのやり方とは外れたものだったので、特例であることを確認させていただいた。今後はこのような方法だけでは問題もあろうかと思ったので。それでは、先に実物を見せていただけたらと思う。</p> <p style="text-align: center;">【 「大織冠像」の閲覧 】</p>
西山会長	<p>それでは、先ほどの報告と実物の閲覧を踏まえまして、何かご意見がございましたらどうぞ。調査に携わっていただいた藤岡委員にご意見を伺いたかったが、本日ご欠席である。</p>
塩出委員	<p>作品そのものを見ると、まずひっかかるのが紙本であることである。室町時代とするならば、仏画や肖像画は絹本が基本である。その点、調査にあられた谷口氏の所見でも書かれている。もう少し後の時代に、古い作品を写したものではないだろうかと推測する。15世紀の作品とするのは疑問で、もう少し後の時代のものと考えた方がいいと思う。事務局の報告にもあったが、茨木のこの場所と大織冠との関係が深いという話もあったように、指定する意義をどこにもっていくか。古い作品ではなくても、大織冠像として興味深い作品があるので指定したいというのでもよいと思う。</p>
東野委員	<p>建築の立場から申し上げますと、礼盤には格狭間がある。格狭間の曲線の様式が、中世までは遡らない、近世的な様式となっている。当時存在しないものを描いたとは考えられないので、中世に近世のものを描くのはあり得ないので、制作年代については再検討の必要があると考える。</p>
西山会長	<p>谷口氏も、料紙の分析を含めさらなる調査が必要と所見を述べられている。ただ、安威の地で、地福寺に保存されている歴史的な意義、背景も大切なことと思う。制作年代は、ここでは確定的なことは申し上げられないが、このあたりを加味して他にご意見はどうか。</p>

## 議 事 の 経 過

発言者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
山中委員	古い作品を写したとなると、格狭間等は作品を写した時代のものを表現した可能性はあるだろうと感じた。そのため、原本とは細部のところは違ったのだろう。
塩出委員	原本を忠実に写したとしても、礼盤等細部が違ってくるのは模本ではよくあることである。
菱田委員	制作年代をどう絞るかである。これまで、指定に向けた説明文を用意していた。その説明文の中でどう説明するかによって乗り切れる問題も多いと思う。今回の資料である調査報告書だけではなく、別途説明文をどのように作成するのかがポイントになるのではないかと。
西山会長	制作年代は大切で、指定をする上でいくつかの要素のうちの一つというご意見である。今回はそこがはっきりしていない。
高木委員	『集古十種』に掲載されているということは、のちの影響力は大きいと思った。
西山会長	今、実物を見せていただいたところ、掛けるのはばかられるくらいの傷み具合である。修復の緊急性は、これを見れば一目瞭然であるので、緊急案件と理解する。しかし指定するには、それなりの位置づけをしなければならない。一つの提案は、塩出委員がおっしゃった、鎌足信仰に基づく安威の地の地福寺に伝わる価値づけである。制作年代は絞り切れないが、鎌足が怒りの表情を浮かべていたり、古い作風が見られる等、歴史的背景を重視した視点で考えることである。東野委員からは、格狭間の年代の指摘があった。時代的にはある程度絞ることができたら、菱田委員がおっしゃった説明文の要件は満たすのではないかと。
塩出委員	谷口氏も両方の年代の可能性を指摘していたが、15世紀まで遡る可能性は、今の話の中では消えてきたと思う。近世初頭に、ある程度忠実に写した作品という可能性をとる。指定するとなれば、時代はある程度発表しなければならないだろう。近世初頭で本当によいかすぐに判断はできないが、それくらいであろう。
西山会長	頭を15世紀にもってくるのは無理があるか。
塩出委員	15世紀は無理があるだろう。

## 議 事 の 経 過

発言者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
西山会長	茨木市史で、制作年代を 15 世紀と位置づけられているのか。
事務局	茨木市史第 9 巻では、室町時代 15 世紀と記載されている。先生方のお話の中で、15 世紀に遡るといのは厳しいとのことであった。近世初頭を 17 世紀とするのか、近世初頭という表記に留めておくのか。料紙の分析までしなければ厳密には分からないだろう。
東野委員	少なくとも、この作品に描かれている格狭間は中世のものにおいて見たことがない。天沼俊一氏は細部様式に造詣の深い研究者であるが、その方の著作を見てもあのような格狭間は中世に存在しない。
西山会長	近世初頭のような表現であれば、東野委員の感覚ではおさまるか。
東野委員	手本があって、江戸時代の作家が真似て描いて、格狭間の部分だけ江戸時代で描いてしまったという感じがする。
西山会長	近世初頭を幅広くとって、17～18 世紀か。
塩出委員	表記は世紀で出さなければならないか。
事務局	必ずしもそうではない。今現在は近世初頭としておき、谷口氏から指摘があったように料紙の分析の話もあった。今後調査を進めて審議会でご報告し、(指定に係る説明文の) データを更新するというのも可能かと思う。
塩出委員	後で修正するというのも可能ということか。
事務局	調査を進めていって、審議会の承認を経てデータを更新するというのは可能である。
西山会長	例えば修理をするとすると、破片がどうしても出てくる。その紙を年代測定すれば、だいたい分かるという技術がある。修理を通じた調査にはなるが、それが実行できれば時代は絞れてくるのではないかと思う。茨木市史で 15 世紀と記載されているが、それを否定することになる。それは、差支えないものかどうか、何かもう少し調整をして新しい年代を与えるべきなのか。今、突然 17～18 世紀と言ってよいのかどうか。

## 議 事 の 経 過

発言者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	『集古十種』に掲載されていたということで、少なくともこれよりは古い作品である。今後調査を進めていくが、ただちに15世紀を否定するものではない。マリア十五玄義図の修繕をしたときも、裏紙や塗料などから年代を測定していったという経緯もあり、やはり目視だけでは測定は難しい。『集古十種』以前の作品であるという表現では、いかがか。
西山会長	地福寺様はどのように感じられるだろうか。
事務局	茨木市史では、地福寺様の話をもとに書かれている部分もあるかと思う。
西山会長	地福寺様は15世紀くらいと思われているか。
事務局	現在のご住職は、15世紀にこだわられているわけではない。茨木市史の中では、古様を伝えるものであるという点で15世紀とされている。
西山会長	制作年代については、近世初頭あたりだろうが検討の余地があるため、課題にしておく。作品は古様を伝えているが、新しい要素も加わっている可能性がある。また、安威にある地福寺が所有している大織冠像ということで歴史的意義があるところから、指定の対象となり得るだろうか。何かご意見があれば、本日は結論を出さずに、更に検討を加えて次回に持ち越しとなるがいかがか。
藤井委員	指定を急ぐ理由の一つに、修理の話があったが、仮に指定となった場合、いつくらいのタイミングで修理を進めようと考えているのか。
事務局	今回で指定の答申をいただけた場合、年度が切り替われば、すぐにも（地福寺との調整を）進めたいと考えていた。
藤井委員	今日様々な意見が出ているが、その結論が出てからでは同じ年度であっても難しいか。
事務局	事務局としては、審議会のご意見に従う。制作年代を絞るための分析については、修理の過程で紙片などが出てくればわかるのではというお話もあった。ただ、予算の関係もあって、年度内にすぐに分析できるかは分からない。紙片を保存しておいて、然る後に分析にかけるとすることも検討していきたい。

## 議 事 の 経 過

発言者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
禰宜田委員	<p>指定の方向でやぶさかではないが、制作年代の議論がある。料紙の年代測定を進めたとして、近世初頭という結論が出るかも分からない可能性がある。審議会の責任として、どのような形で書面に残すのか。調査報告書の制作年代又は時代について、15世紀としているものを近世初頭と修正するだけでいいのか。今日議論があって、塩出委員からの新たな評価もあった。谷口氏の所見では、あまり強調されているものではない。ここで審議した意見を事務局でまとめて文章にして、審議会でチェックをし、了承するのはどうか。本日は暫定的に審議会として了解にしておき、説明文については、審議会の各人が意見を述べ、それを会長と事務局との間で調整し、完全版を委員が了承する形がいいのではないかと。</p>
吉川委員	<p>このような諮問を審議する場合、答申書（説明文を含む）を審議するというのは今までやってこられたか。</p>
西山会長	<p>調査は専門の先生を含めた事前調査を行い、諮問となる。そこから審議会で特徴などもお聞きし、審議して決定してきた。</p>
吉川委員	<p>その場合に、「了承する」、「評価する」等の書面をこの審議会で審議することはないのか。文化庁はそのようなやり方では。</p>
禰宜田委員	<p>文化庁ではそのようなやり方である。</p>
吉川委員	<p>今日は、我々は答申書（説明文を含む）を審議することはできておらず、（制作年代に関する）疑義も出ている。</p>
事務局	<p>答申書は、ここでの審議を経て会長の決裁を要するものである。その起案には、資料にある報告書を説明文に相当するものとして添付している。本日の議論を踏まえて、説明文の内容等を修正していくことは可能である。</p>
菱田委員	<p>今まで、説明文はそれぞれ専門分野の近い委員が作成していた。私も小銅鐸の説明文を作成した。総持寺縁起絵巻は、塩出委員が作成していた。近い分野の委員が説明文を作成して、本来はそれを審議して了承する形をとっていた。今回のように一回しか審議できないのであれば、説明文を書面会議で決定するというのがいいかと思う。方向性としては、説明文を作成していただき、メール会議などで諮るというのはどうか。</p>

## 議 事 の 経 過

発言者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
西山会長	資料に書かれていたことと異なる見解がでてきたので、別途まとめる必要がある。結論は次の審議会に委ねるといえるのはどうか。指定するのであれば、しっかりした説明文を整えるべきという原則があるので、それを実行するのでいかがか。
事務局	本日諮問させていただいたが、次の任期の委員の方々にもう一度諮問させていただくのか、手続きをどのようにするかは今後検討させていただく。本日いただいたご意見を反映した説明文を事務局で作成し、委員の皆様にはメール等でお送りさせていただき、ご意見をいただくことは皆様の任期中に行う。
西山会長	それでは、事務局で本日の意見を反映した説明文を委員の皆様へ配信していただく。今の審議会は2月28日までが任期なので、任期中での答申は難しい。
事務局	任期は2月28日までであるが、いただいたご意見は反映させる。
禰宜田委員	審議会規則に、「委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。」とあるので、例えば任期を半年延ばすなどはできないのか。
事務局	それは難しい。次の新しい任期では、委員の入れ替わりも決定している。メール会議で了としていただいた説明文は、新しい任期の委員に申し送りという形で再度諮問したい。
西山会長	それでは、指定に向けた説明文は今の任期の委員の意見を反映させたものを作成する。そして答申は、次の審議会に委ねるといえる方向でいかがか。
	(異議なし)
西山会長	異議がないようなので、審議회를終了する。
事務局	今期をもってご退任されることとなった塩出委員と山中委員には、文化財保護行政に対しご尽力賜り心より感謝申し上げます。
	以上